

# なんこうさくらしうがっこう がっこうあんしん 南港桜小学校「学校安心ルール」

れいわ ねん がつ  
令和5年4月

## ＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応 段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な 約束ごと	・自分を大切にする ・周りの人を大切にする ・ルールを守る ・いじめや差別をやるさない	・からかう、ひやかす (真似をする等、ださいと言う等) ・無視する ・物をかってに使う・触る	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・落書きする ・学校の物をかってに使う ・掃除をさぼる	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第1段階	・授業時間におくれる ・授業に関係のない話をする ・忘れ物をする	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う (メールSNSやLINE等も含む) ・こわがるようなことをしたり煽ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う	・学校の物をこわす ・学習に不要な物を持つて来る ・人に差別的な発言をする	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第2段階	・授業のじやまをする ・授業をさぼる ・忘れ物を繰り返す	・いやがることを無理やりさせる ・暴力をふるう(プロレス技をかけるなども) ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう	・盗撮・金銭に関するトラブル・万引きや喫煙など法律に違反するようなこと	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導
第3段階	・授業中、故意に妨害をする ・テストのじやまやカンニングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむろする				

※学校はひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまで例示であり、学校の判断で対応することがあります。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室で、いっそう丁寧な立ち直り支援を行なう場所です。